

用途ごとの規制（百貨店等）

1 「百貨店等」とは、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗をいう（延べ面積が1,000㎡未満のものは除く。）。

2 指定場所において禁止される行為

指定場所の用途		禁止行為		
		喫煙	裸火使用	危険物品持込み
百貨店等	売場	禁止	禁止	禁止
	通常顧客が出入りする部分	禁止	禁止	禁止

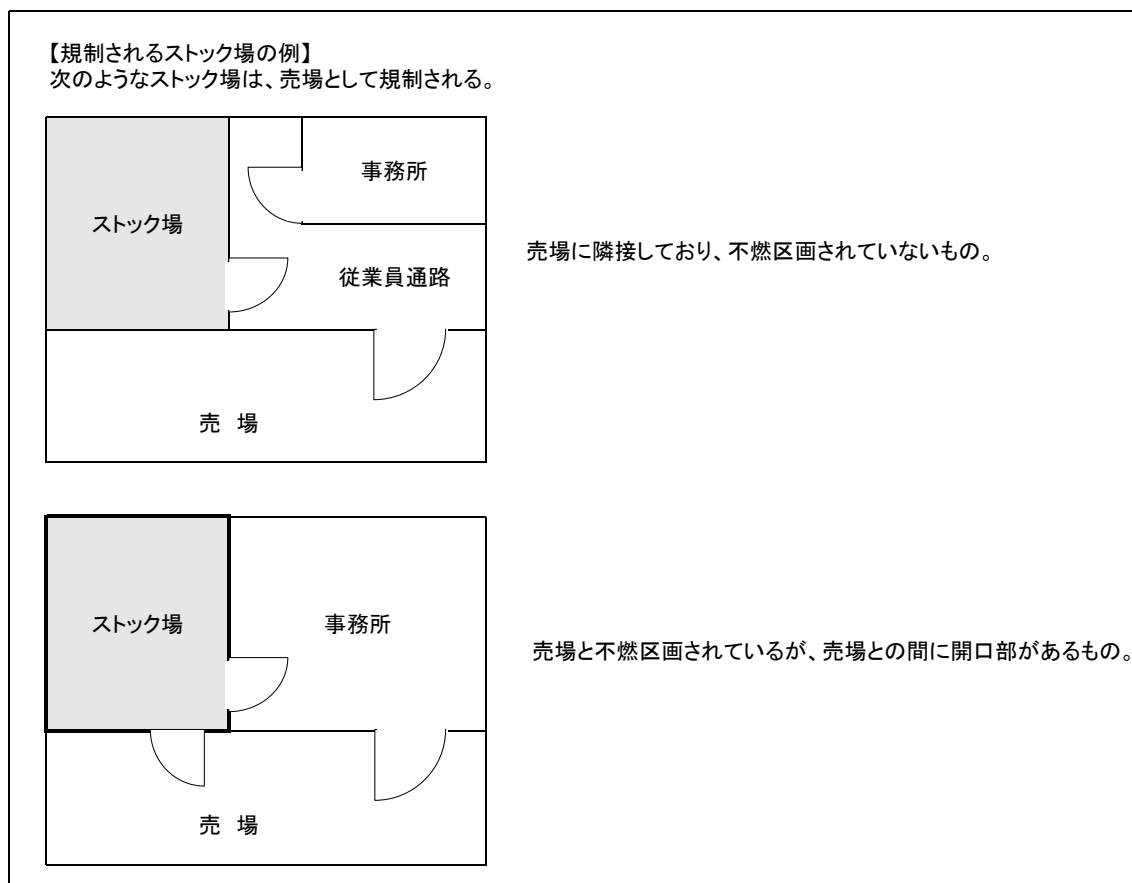
(1) 「売場」とは、次のア～オの場所をいう。

ア 物品陳列販売部分及びその通路

イ ストック場

売場等に隣接しているストック場は、売場として扱う。

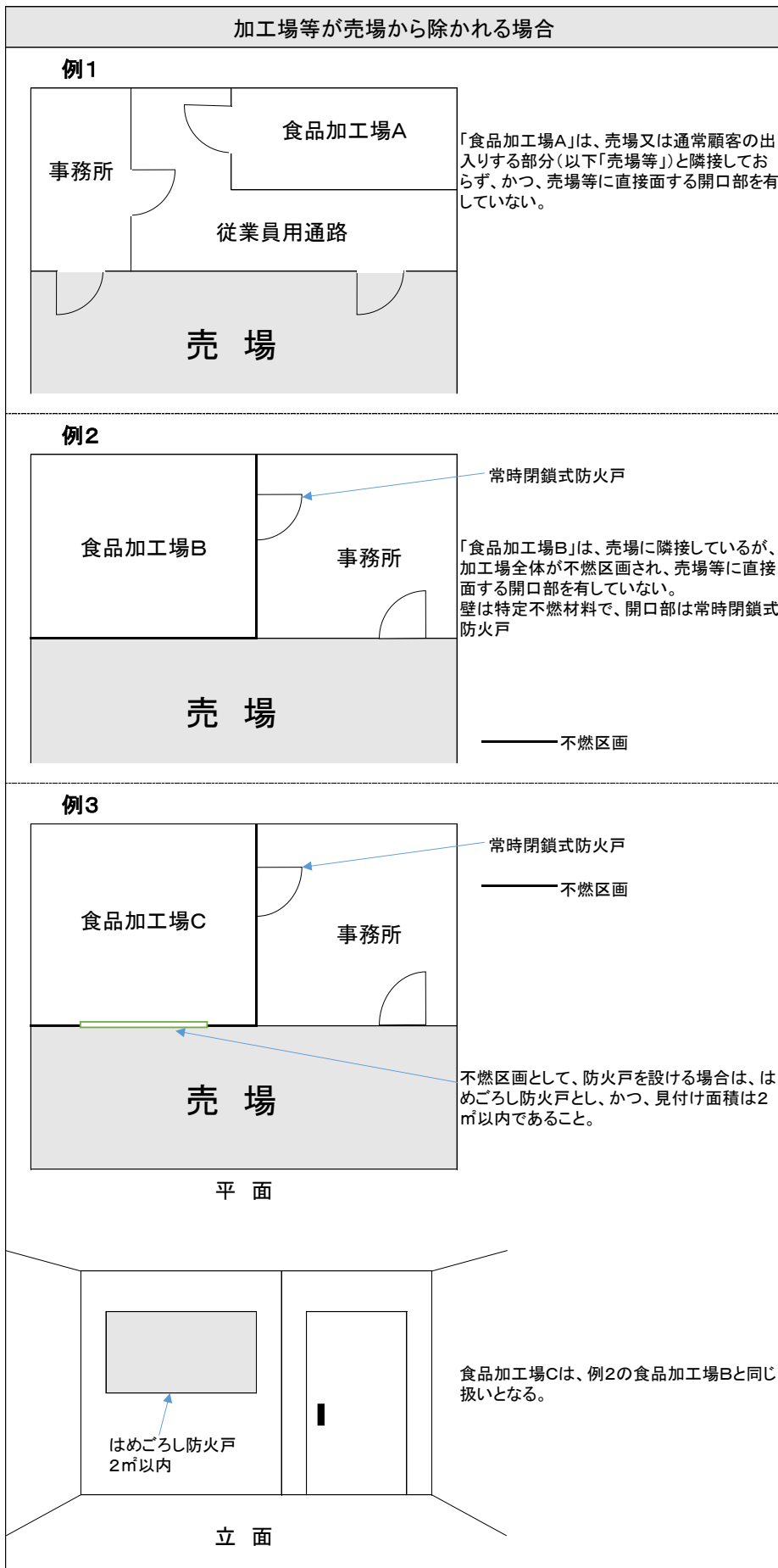
ただし、ストック場が不燃区画され、開口部が売場等に直接面していない場合は、売場からは除くものとする。



ウ 写真の現像、洋服等の仕立及びクリーニング等の各種承り所

エ 手荷物一時預り所、買物品発送所、案内所、託児所及びATM等サービス施設

オ 食料品の加工場及び各種物品の加工修理コーナー（以下「加工場等」という。）
 ただし、位置及び構造により売場から除かれる場合がある（下図参照）。



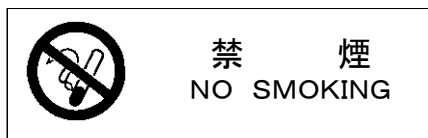
(2) 「通常顧客の出入りする部分」とは、次のア～エの場所をいう。

- ア 物産展又は展覧会場等を行う催事場
- イ 顧客が利用する屋上等の直接外気に開放された部分
- ウ 売場等に隣接し、かつ、利用形態が一体をなしている美容室、理容室、写真室、貸衣装室及び生活教室等の兼営事業部分（ただし、売場等と不燃区画された場合は除く。）
- エ 上記ア～ウの他、階段、エスカレーター、エレベーター及び休憩所等の顧客の利用に供する部分

3 標識の設置箇所

指定場所	標識	設置箇所
百貨店等	禁煙	顧客、入場者、利用者の入口
	火気厳禁	
	危険物品持込厳禁	

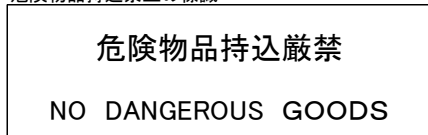
禁煙の標識



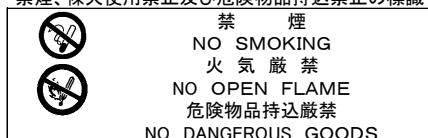
裸火使用禁止の標識



危険物品持込禁止の標識



禁煙、裸火使用禁止及び危険物品持込禁止の標識



形状：長方形
短辺：25cm以上
長辺：50cm以上
地：赤
文字：白

(注)
英語表示の追加も可能とする。

4 解除承認の可否

指定場所の用途	禁止行為	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
		否	可	可
百貨店等	売場	否	可	可
	通常顧客が出入りする部分	否	可	可

(注) 喫煙所での喫煙行為、裸火に該当しない火気使用設備器具の使用及び規制の対象とされない危険物品の持込み行為は、解除承認申請の必要はない。

禁止行為に含まれないもの（解除承認の申請は不要）

百貨店等の売場において、次の(1)～(4)に掲げる商品を恒常的に陳列、販売する行為（花火・クリスマスクラッカー等の季節商品、販売行為の一環としてとらえる試供品やサンプルを含む。）は、数量等を制限することにより危険物品持込みから除外され申請は不要となる。

(注意)

実演を主体とする販売等を行う場合、実演に使用する商品は「危険物品」としての規制対象となり、申請が必要となる。なお、売場の食料品の陳列販売部分においては、火気使用器具の使用は認められないため、この部分において試食コーナー等を設ける際は、ホットプレート又はIHクッキングヒーターを使用すること。(この場合、申請は不要となる。)

- (1) 消防法で定める危険物に該当する製品（危政令別表第3に定める指定数量の5分の1未満に限る。）

※ストック場が売場に隣接している場合は、ストック場で保管する量も含める。

【参考】第一石油類（ガソリンなど）は40ℓ未満

アルコール類は80ℓ未満

第二石油類（灯油、軽油など）は200ℓ未満

第四石油類（エンジンオイルなど）は1,200ℓ未満

動植物油類（やし油、あまに油など）2,000ℓ未満

- (2) 可燃性固体類、可燃性液体類に該当する製品（条例別表第8に定める指定数量の5分の1未満に限る。）

※ストック場が売場に隣接している場合は、ストック場で保管する量も含める

【参考】可燃性固体類は600kg未満

可燃性液体類は0.4m³未満

- (3) 高圧ガス保安法の適用が除外されるカートリッジボンベなど（総質量の合計が20kg以下に限る。）

【参考】カートリッジLPGボンベ（1本あたり250gのもの）で80本以下（ストック場が売場に隣接している場合は、ストック場で保管する量も含める。）

- (4) 玩具用煙火で「SFマーク」が付されているもの（総薬量が5kg未満に限る。）。

【注意】ストック場が売場に隣接している場合は、ストック場で保管している量も含め持込む玩具煙火の火薬総量は5kg未満とすること。

※ 「危険物品持込み」から除外される場合であっても、持込み量は必要最小限とするとともに、火災予防上支障のない場所で取扱うよう自主管理の徹底に努めること。

また、数量を合算し、所定の数量（少量危険物及び指定可燃物の数量等）以上となる場合は、法、条例などの基準が適用されることとなるので、所定の量を超えることのないように管理しなければならない。